設 計 変 更 理 由 書

神 戸 市

工　　事　　名	大輪田泊石椋周辺歩道整備工事(その１)

変更の概要

防護柵工　　L＝186m
歩道舗装工　　A＝91㎡
構造物移設工　１式
植樹工　　１式

契約変更の理由

1. 転落防止柵の施工にあたり、既設護岸上のコンクリート壁を撤去することで、歩道に段差が生じることから、歩道舗装の一部を撤去、復旧する必要が生じたため、舗装工が増工となる。

2. No.10+11.6～No.11+10.3の既設護岸と歩道高さとの取り合いのため、既設護岸天端に防護柵基礎工を施工する必要が生じたため、防止柵工が増工となる。

3. その他の工種及び数量の増減は、現地精査による。